

一般社団法人北海道信用組合協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道信用組合協会（以下「協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 この協会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この協会は、北海道内信用組合の健全な発展を図り、もって公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 信用組合の発展及び信用組合業務の改善に関する調査研究
- (2) 関係官公庁その他との連携
- (3) 信用組合制度及び業務に関する会員、関係官公庁等との連絡
- (4) 信用組合における社会貢献活動の推進に関する事業
- (5) 会員相互の緊密なる連絡、提携を図るための共同事業
- (6) 信用組合役職員に対する教育研修及び厚生に関する事業
- (7) その他この協会の目的達成上必要と認められる事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この協会は、北海道内に主たる事務所を有する信用組合であって、次条の規定によりこの協会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎事業年度、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってこれを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第14条 総会は、毎年度6月に通常総会として開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

（招 集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議 長）

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議 決 権）

第17条 総会における議決権は会員1名につき1個とする。

（決 議）

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席会員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第20条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上9名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長、副会長及び専務理事を法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、会員又は学識経験のある者の中から総会の決議により選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会であらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの協会の業務を執行し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

る。

- 3 理事又は監事は、第 20 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、第 22 条第 3 項の規定により理事会であらかじめ定めた順位に基づき副会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第33条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類は、通常総会に提出し、前項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第36条 この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 この協会は、総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の処分方法)

第39条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公告の方法)

第40条 この協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

第41条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この協会の最初の会長は足立 真、副会長は土岐勝也及び高橋克弘、専務理事は中兼寿彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。